よくあるご質問

Q1.対象になるのはどのような人ですか。
A1.目黒区の国民健康保険に加入されているかたで、給与等の支払いを受けているかたが、以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服せない場合に対象となります。
・新型コロナウイルス感染症に感染した場合
・発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

Q2.労務に服せない期間に転居し、目黒区の国民健康保険を脱退した場合はどうなりますか。
A2.目黒区の国民健康保険の適用終了日までの支給となります。

Q3.感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。
A3.
・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
・重症化しやすいかた（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患、透析を受けているかた、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているかた）。
・上記以外のかたで発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

Q4.感染が疑われたが、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合、傷病手当金の対象となりますか。
A4.症状があり、感染が疑われたため、労務に服することができなかった場合は、傷病手当金の対象となります。

Q5.濃厚接触者となったため自宅待機を命じられたが、発熱、倦怠感、呼吸困難などの症状がなかった。この場合は傷病手当金の対象となりますか。
A5.傷病手当金は被保険者本人の疾病に対して給付するものであるため、濃厚接触者であったことだけでは傷病手当金の対象となりません。

Q6.支給対象となる日はどのような日ですか。
A6.傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から令和５年５月７日※までの間にある場合で、対象となるかたが労務に就くことを予定していた日に療養のため労務に服せなかった日が対象となります。なお、労務に服することができなくなった日から３日を経過した日から労務に服せなかった期間が対象となります。
※適用期間が令和５年５月７日までに延長されました。

Q7.「労務に服することができなくなった日から 3 日を経過した日から対象となる」とはどういうことですか。
A7.発症により労務に服することができなくなった日から連続した 3 日間を待期期間として支給対象から除外し、4 日目からが支給対象となります。また、待期期間の初日は労務に服することを予定している日である必要があります。
※待期期間については、別紙「待期期間・支給額の考え方」をご覧ください。

Q8.労務に服することができなくなった日とはどのような日ですか。
A8.医療機関において労務不能と認められた日（申請書（医療機関記入用）の労務不能と認めた期間の初日）となります。ただし、本人が医療機関を受診できなかった場合については、事業主の証明（申請書（被保険者記入用）の事業主記入欄）をもって判断します。

Q9.療養のために有給休暇を取得した場合はどうなりますか。
A9.給与が支払われているため、労務に服せなかった日に算入しません。

Q10.給与等とは具体的にはどのような収入ですか。
A10.所得税法第２８条１項に該当する給与等です。具体的には、雇用関係にある使用者から支払われる給与、賃金です。ただし、賞与（健康保険法第３条６項に規定する賞与）は含まれません。

Q11.支給額はどのように計算するのでしょうか。
A11.直近３月間の収入をもとに１日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から３日を経過した日から、労務に服せなかった日数を乗じて算出します。
１日当たりの支給額＝（直近３月間の収入額÷直近３月間の労務に服した日数）×２／３
支給額＝１日当たりの支給額×労務に服せなかった日数

Q12.雇用されてから３か月未満の場合はどうなりますか。
A12.雇用期間が３か月に満たなくても支給対象になります。

Q13.雇用はされているが、直近３か月間に勤務実績がない場合はどうなりますか。
A13.支給対象になりません。

Q14.１日当たりの支給額の上限はありますか。
A14.上限は 30,887 円です（令和２年３月現在）。標準報酬月額等級の最高等級の 1/30 に相当する金額の 2/3 に相当する金額です。

Q15.申請をするにはどうしたらよいでしょうか。
A15.国保年金課管理係へお電話でお問い合わせください。状況等を確認のうえ、申請方法をご案内させていただき、申請書等を郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、郵送で管理係までお送りください。

Q16.事業主や医療機関に記入をしてもらう書類もあるのでしょうか。
A16.事業主記入用の申請書、医療機関記入用の申請書があります。医療機関記入用は医療機関に受診していないかたは不要です。

Q17.事業所が休業・廃止になり、事業主から証明が得られない場合はどうなりますか。
A17.支給対象になりません。

Q18.ダブルワークのように、複数から給与等の支払いを受けている場合はどうすればよいですか。
A18.服することができなかった労務につき、それぞれの事業主から証明を得れば、合算することは可能です。

Q19.医療機関に記入してもらう際の文書料はどのような取扱いになりますか。
A19.健康保険法第 99 条第 1 項の規定を準用し、傷病手当金意見書交付料として保険適用となります。

Q20.軽症者としてホテル等での宿泊療養になった場合に、医療機関から宿泊療養の期間についての療養の証明がもらえない場合はどうすればよいですか。
A20.東京都の発行する宿泊療養証明書の写しを添付することで労務不能な期間として認定します。宿泊療養証明書の発行については、施設退所時のご案内をご確認ください。

Q21.軽症者として自宅での療養になった場合に、医療機関から自宅療養の期間についての療養の証明がもらえない場合はどうすればよいですか。
A21.目黒区の保健予防課の発行する自宅療養証明書の写しを添付することで労務不能な期間として認定します。証明書の発行については、目黒区ホームページの「自宅療養証明書の発行及びよくあるご質問」（https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/shinryo/yobo/jitakuryouyoushoumeisho.html）をご覧ください。

Q22.支給までどのくらい期間がかかりますか。
A22.１か月から２か月ほどかかることがあります。申請内容によっては審査にお時間をいただく場合がございます。